

■After 建築名称 下段: 英語名	パンとエスプレッソと嵐山庭園 BREAD.ESPRESSO.AND.ARASHIYAMA		
建築用途	大分類 商業施設	小分類 カフェ、パン屋	
改修設計者	木元洋祐建築設計室(内装)、 Noiz design and architect(建築)		URL
所在地	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町45-15	Google Map	After 門扉には店名の書かれたのれんが掛かる
改修年	2019年		撮影者 提供者 柳沢伸也(2022年)
建築規模	木造平屋、延べ面積142.04㎡		概要 after 築210年の府指定有形文化財の農家用住宅を、飲食店に用途変更した事例。飲食店の機能を確保するため、厨房とトイレの整備を実施した。
掲載書誌	商店建築2021年5月号		
賞・選定	府指定有形文化財,京都デザイン賞建築部門,SKY DESIGN AWARDS2020インテリア部門他		
■Before 建築名称	旧小林家住宅		概要 before 1809年(文化6年)に建てられた茅葺きの農家用住宅。昭和54~57年に船井郡園部町から移築。屋根は入母屋造茅葺き、プランは片側に土間、一方に2列3室を並べた丹波南部地方の典型的農家様式。
建築用途	大分類 住居施設	小分類 住宅	
■写真 Before 改修前の内観写真	After 屋根の軒は低く室内には地面からの反射光が入る	After 窯場が保存された砂利敷きの土間	
			
撮影者 提供者 木元洋祐建築設計室	撮影者 提供者 柳沢伸也(2022年)	撮影者 提供者 柳沢伸也(2022年)	
■リノベーション内容	キーワード 用途変更、修繕、挿入	内容 歴史的な価値を有する茅葺きの古民家をリノベーションし、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の適用を受けた事例である。この建築物の保存活用に際し、以下の基準法の適用が困難だった。技術的基準に不適合(法20条)、屋根を不燃材料で造るまたは葺く必要(法22条)、排煙口の設置(法35条)、無窓居室の区画(法35-3)である。これに対し、建築基準法の適用除外とし、旧小林家住宅では以下の安全性確保のための代替措置を講じた。 劣化部分の健全化と耐震改修工事、既存の放水銃の更新、火気の不使用、建物内外の全面禁煙、自動火災報知設備と通報設備の設置、消火器の設置、防災訓練の実施等を行った。 内装の壁や柱、梁はそのままの状態と保存され、歴史を感じさせる一方で、土間の厨房施設やトイレ等は対比的にきれいに整備されている。カフェはにぎわいを見せており、近接するパン屋とともに、古民家再生の貴重な活用事例と考えられる。	
■備考	参考資料文献: 京都市情報館「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000157989.html 敷地は第一種住居地域、法第22条区域		
■作成者 氏名/所属	柳沢伸也/JIA再生部会	作成協力 木元洋祐建築設計室	